

# **県立病院等調査特別委員会 提言**

**平成 20 年 2 月**

本県議会においては、公営企業事業のありかたについて検討するため、「公営企業事業の民営化検討委員会」を設置し、議論を行ってきたところであります。

公営企業のうち、病院事業については、平成 19 年 2 月 28 日に、同委員会から病院事業の民営化に係る最終報告書が議長へ報告されました。

その報告を受け、議会としての今後の対応方針を検討するため、各会派から選出された議員からなる「協議の場」が設けられ協議が行われました。

その結果、同年 4 月 24 日に「協議の場」でまとめられた意見が議長に報告され、同日、県立病院に係る地方公営企業法の全部適用の検証と経営形態に関するシミュレーションの実施と地域医療のあり方と県立病院の果たすべき役割の提示を県当局に求める議長声明が公表されました。

これらの流れを受け、県立 4 病院の役割と経営形態に関すること及び、県立病院の役割に大きく関連する、県が策定する次期保健医療計画について議論を行うため、今年度、本特別委員会が設置されたものであります。

本特別委員会においては、民営化検討委員会の流れを受け

つつも、必ずしも県立病院の民営化推進の立場ではなく、真に県民にとって必要な県が行うべき医療のあり方や適切な次期保健医療計画について検討を行ってまいりました。

また、委員会の拡大勉強会として、7月11日に委員外の議員も交えて、総務省と厚生労働省から講師を招き、病院事業の現状と課題や公立病院改革、新たな医療計画について講演会を行いました。

他に、県内では「総合医療センター」「一志病院」「志摩病院」の3つの県立病院で現地調査を行い、県立病院の現状や今後のあり方などについて院長をはじめとする病院関係者と意見交換を行いました。

県立病院以外では、四日市市の「市立四日市病院」「四日市医師会」、伊勢市にある「山田赤十字病院」などを訪問し、それぞれの病院や地域での地域医療のあり方などについて意見交換を行いました。

県外では、公立病院改革の先進地として

財団法人や地元市町への移譲などにより、県立の3病院・1診療所を廃止したほか、県立2病院を統合し、高度専門医療などの機能を持つ新たな病院の整備を行って

いる福島県病院局

3 公立病院と 1 公立診療所を再編して、センター機能を有する病院として新たに設置された公立置賜総合病院

県立病院と市立病院の統合再編を計画している山形県病院事業局

の 3 カ所を訪問し、公立病院の再編や民営化にいたった経緯、現在の状況などについて調査を行いました。

これらの検討や、県内外調査を基に、本委員会では、公営企業事業の民営化検討委員会の最終報告書と合わせ、次の提言をいたします。

**1 . 県立病院の経営形態の検討に当たっては、現在行われている地方公営企業法の全部適用について、その効果と限界を検証すること。**

本県では、平成 11 年という、全国的に見ても比較的早い時期において、地方公営企業法の全部適用を県立病院に行い、経営改善に努力してきました。

しかしながら、全部適用としながらも、実際は、人事や予算の面において、知事部局から完全に独立しているわけでは

なく、各病院の経営改善に対する努力を阻害する要因の一つとなっています。

したがって、これまでの全部適用の効果と限界について早急に検証を行い、全部適用が有効に機能するよう、経営の自由度を高める対応を、県立病院の経営形態の検討の中で行っていくよう提言いたします。

## **２．県立病院の経営形態については、民営化にこだわることなく、最も県民福祉の向上が図られるものにする。**

民営化検討委員会の最終報告では、経営形態として民営化の選択肢を示していますが、「まず、民営化ありき」というものではありません。県の限られた予算・医療資源を最大限活かし、継続的に県民サービスの維持・向上を行うべきものとの観点で検討を行い、選択肢の一つとして民営化に言及したものであります。

県立病院のあり方と役割は、本年 6 月頃に行われる県の「病院事業の在り方検討委員会」の答申を受けて、知事が政策的に判断を下すべきものと考えます。しかしながら、県の役割を継続的に果たし、そして県内の医療資源を最大限効率

よく活用するため、公営企業民営化検討委員会の最終報告を参考にして検討を行うべきであります。

また、県立病院の経営形態について議論を行ってきた中では、民営化の検討にあたり、県立病院が無くなってしまうのではないかという不安が特に、県立病院の地元関係者などから寄せられてきました。

県立病院のあり方について検討するという事は、病院の地元関係者や、患者、病院職員にとっては非常に重要な問題であり、検討を行う時は情報公開や地元説明などに努めるよう要望いたします。

**3 . 新たな保健医療計画の策定に当たっては、県の役割である、「高度先端医療の県民の最終的なよりどころであること」「県民は居住地に拘わらず、公平に医療サービスが受けられること」「次の世代を担う優秀な医師が永続的に地域で勤務を行うこと」が十分実行できる計画とすること。**

新たな保健医療計画を実行性あるものとするためには、県立病院と地域の公立病院や中核的な病院、あるいは地域に根付いた医師会や診療所などとの連携がなされることが重要

です。県当局におかれては、その指導力を発揮して、地域の連携に取り組むよう最大限の努力を願うとともに、連携に当たっては、現在、地域の診療所等で対応可能な軽症の患者まで、地域の中核病院が引き受けざるをえず、それらの病院が本来行うべき、救急治療や高度医療に集中できない状況を解決するため、地域での病院の役割分担を明確にし、県民の適切な受診行動を促す具体的な方策を検討するよう提言いたします。

次に、現在、本県では奈良県・和歌山県と共同で、和歌山県立医科大学附属病院にドクターヘリを配置し、東紀州地域の緊急医療に対処しているほか、県防災ヘリコプターにおいても救急患者の搬送を行っております。

南北に細長く、離島、山間部の多い本県において、ドクターヘリやヘリコプターによる救急患者の搬送は、限られた本県の医療資源を有効に活用できるものであり、より一層の充実・強化を行うよう提言いたします。

それと同時に、医療資源が手薄ながら、県立病院が存在しない、東紀州及び伊賀地域等においては、他府県との協力や地域の医療機関に対する支援などを提言いたします。

なお、保健医療計画では、地域医療に関しては主に医療圏を中心に計画策定を行っていますが、東紀州地域での高速道路の延伸など、地域の幹線道路の充実に伴い、従来の医療圏での計画では実情に合わなくなってくるなどが考えられます。

次期保健医療計画では社会情勢の変化に留意し、随時、医療圏の見直しを図り、地域の現状に応じていくよう提言いたします。

最後に、医師・看護師の確保対策について要望いたします。医療資源で最も重要なものは人的資源であります。

医師・看護師をはじめとする優秀な医療スタッフがいなければ、病院がどのような経営形態であろうと、いかなる保健医療計画であろうと成り立ちません。

昨年4月の議長声明にもありましたとおり、県政の最重要課題である、医師・看護師の確保・育成・定着対策を、知事におかれましては、引き続き強力に推進していただきますよう重ねて要望いたします。